

事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金 Q&A 集

Q 1. 昨年度（2024 年度）との主な変更点を教えてください。
A 主な変更点は次のとおりです。 ・太陽光発電設備の補助要件（自家消費率関係）を追加（要綱別表 1 の補助要件 g） ・蓄電池の補助要件（目標価格）を変更（要綱別表 1 の補助要件 d） ・必要書類の一部を変更（要綱別表 3、4） ※詳細は、必要書類一覧をご確認ください。 ・処分制限期間に関する表現を変更（要綱第 14 条及び別表 5－1、5－2）
Q 2. 店舗兼住宅、集合住宅等ですが、「家庭用」と「事業者用」のどちらで申請すればよいですか？
A 店舗兼住宅や集合住宅等は、原則として「事業者用」で申請してください。 例外として、「マンションのオーナー（個人事業主）が、オーナー自身の居住区画（＝非事業用部分）にのみ電力を供給し、他の居住者やその他の業務用部分には電力を供給しない」という場合などは、「家庭用」として申請できます。
Q 3. 個人事業主です。申請書の所在地は住民票上の住所でしょうか、店舗等の所在地でしょうか。
A 個人事業主の方は、住民票上の住所を記載してください。
Q 4. 新築で工事は始まっていますが、補助対象機器は工事していません。制度を利用できますか？
A 補助対象設備の工事に関する 契約 を国から市への交付決定日（2025 年〔令和 7 年〕5 月 14 日）以降に行い、市から申請者への交付決定後に 工事に着手 するのであれば対象になります。
Q 5. 新築のため、交付申請書提出時点で、建物が登記されていません。登記事項証明書に代わる書類として何か提出する必要がありますか。
A 建物に係る建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認済証又は工事請負契約書を提出してください。 また、登記事項証明書は登記後、実績報告書の提出時まで提出してください。提出がない場合は、補助金を交付できない場合がありますのでご注意ください。
Q 6. 年度内に何度も利用できますか？
A 同一年度内に、事務所又は事業所当たり、創エネ設備等と省エネ設備について各 1 回限りとします。
Q 7. 太陽光発電設備の導入と省エネ改修を行います。どちらも申請できますか？
A 「太陽光発電設備・蓄電池」「省エネ設備」それぞれ 1 回申請ができます。
Q 8. 国の補助金等と併用はできますか？
A この補助金は、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用した補助金です。国の交付要綱に基づき、同一の補助対象設備に対して、国、地方公共団体その他の団体による他の補助金との併用はできません。
Q 9. 太陽光発電設備の出力の計算は？
A 太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナー出力の合計値のいずれか低い方で計算します。なお、出力は小数点以下切捨てになります。 【例①】 太陽光 5.2 kW パワコン 4.3 kW →パワコン 4.3 kW から小数点以下を切捨て、4 kW で交付額算定

【例②】	系列 1	太陽光 4.8 kW	パワコン 4.1 kW
	系列 2	太陽光 4.6 kW	パワコン 4.8 kW
	合計	太陽光 9.4 kW	パワコン 8.9 kW
→パワコン 8.9 kW から小数点以下切捨てし、8 kW で交付額算定			
Q 1 0. 交付額の算定に用いる「蓄電容量」の考え方は？			
A kWh 単位で小数点第 2 位以下を切捨てた値になります。(例：5. 6 7 kWh→5. 6 kWh)			
Q 1 1. 太陽光発電設備と蓄電池に上限容量がありますが、超えた場合の補助金額はどうなりますか？			
A 上限を超える場合は、上限分（太陽光：5 0 kW、蓄電池：5 0 kWh）に補助率を掛けた額が補助金額になります。			
Q 1 2. 太陽光発電設備の要件である自家消費率を満たさなかった場合は、どうなりますか？			
A 達成できない場合は、補助金を返還していただく場合があります。消費見込を踏まえた規模にする、蓄電池を設置するなど、要件である自家消費率を満たすよう計画し、設置してください。			
Q 1 3. 余剰電力について、売電はできますか？			
A FIT、FIP を活用しての売電はできませんが、電力会社との直接契約（相対契約）により、余剰売電することは可能です。			
Q 1 4. FIT、FIP とは何ですか？			
A 「FIT 制度（固定価格買取制度）」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。 「FIP 制度（Feed-in Premium 制度）」は、2022 年度から、FIT 制度に加えて導入された、市場連動型の制度です。再生可能エネルギーで発電した電気を売電する際、市場価格に連動したプレミアム単価が上乘せされます。 本補助金は、自家消費型の太陽光発電設備に対する国の交付金を活用しており、同じ補助対象設備に対して、FIT 制度、FIP 制度を活用することはできません。			
Q 1 5. 太陽光発電設備の補助要件 g（b）に掲げる自家消費は、こういったものですか？			
A 次の①②の両方を満たすものが該当します。 ① 太陽光発電設備が設置された敷地内において、自家消費率が30%以上であること ② ①を含めて、同一都道府県内の需要家が、発電した電力の50%以上を消費すること			
Q 1 6. 太陽光発電設備の補助要件 g（b）に掲げる自家消費は、どんなケースを想定していますか？			
A オンサイトPPAなどの手段で、発電した電力の消費先が特定されているケースを想定しています。			
Q 1 7. 太陽光発電設備の補助要件 g（c）に掲げる自家消費は、こういったものですか？			
A 次の①②の両方を満たすものが該当します。 ① 補助対象設備から供給されている電気が居所のみで利用され、業務用の消費を含まないこと ② 太陽光発電設備が設置された敷地内において、自家消費率が30%以上であること			
Q 1 8. 太陽光発電設備の補助要件 g（c）に掲げる自家消費は、どんなケースを想定していますか？			
A マンションやアパート等の集合住宅、保養所、寄宿舍等のオーナーが、当該施設に太陽光発電設備を設置しようとする場合、「事業者用」の対象となります。 そのうえで、業務用の消費を含まず、各戸の居所のみにおいて、発電された電力が自家消費される場合は、Q 1 6 ①を満たすこととなります。			

Q 1 9. 蓄電池について、1 5. 5万円／k W h（家庭用設備の場合）、1 9万円／k W h（業務用設備の場合）を超える場合はどうなりますか？
A 1 5. 5万円／k W h（家庭用設備の場合）、1 9万円／k W h（業務用設備の場合）を超える部分は、補助対象外となります。補助対象経費に、1／3を掛けた額（千円未満切捨て）が補助金額になります。なお、4, 8 0 0 A h・セル相当のkWh未満の設備を家庭用設備、4, 8 0 0 A h・セル相当のkWh以上の設備を業務用設備とします。
Q 2 0. 目標価格とは何ですか？
A 国の交付要綱に基づき、蓄電池の補助要件として「業務用蓄電池：1 1. 9万円／k W h以下、家庭用蓄電池：1 2. 5万円／k W h以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること」として、目標となる価格を定めています。
Q 2 1. 目標価格を満たせない場合、どうすればいいですか？
A 目標価格を満たせるよう努めたことを確認するため、次の①②のいずれかの対応をしてください。 ① 複数者からの見積書を提出する ② 目標価格での調達に関する申立書（見積書提出事業者に対して目標価格以下となるよう求めたものの、目標価格以下の蓄電システムを調達することができなかった旨の申立書）
Q 2 2. 目標価格を達成した場合、抽選や審査が有利になりますか？
A あくまで「努めること」が1つの補助要件であり、抽選やその他の項目の審査に影響する（有利になる）ものではありません。
Q 2 3. キャンプなどの外出先での使用や非常用の太陽光パネル、蓄電池は補助対象になりますか？
A 停電時のみに利用する非常用蓄電池や外出先で使用する太陽光パネル、蓄電池は補助対象とはなりません。土地又は建物に設置されるもの（屋根置きなど）が補助対象になります。
Q 2 4. 省エネ設備について、新規導入は対象になりますか？
A コージェネレーションシステムのみ新規導入が可能です。他の設備は旧機器から新機器へ改修することが必要です。
Q 2 5. 高効率照明機器の調光制御機能とはどういったものですか？
A 次の③つのいずれかの機能を有するものになります。 ①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） ②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する機能） ③在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能）
Q 2 6. 省エネ改修の場合、設備の撤去に係る費用は補助対象ですか？
A 既存の設備を撤去する費用は補助対象外です。撤去費用のほか、フロン回収費用や既存設備処分費も補助対象外です。また、見積書に「取換工事費」と記載されている場合、当該工事の中に「取付費」「撤去費」の両方が含まれる可能性があるため、わけて記載するなど、わかるように記載をお願いします。
Q 2 7. 申請者と設置する土地又は建物の所有者が異なる場合には承諾書が必要ですが、土地・建物に複数の所有者がいる場合、全員からの承諾書が必要ですか？
A 全員からの承諾書が必要です。

Q 2 8. 設置する土地について、複数の土地にまたがっている場合、全ての土地の登記事項証明書が必要ですか？
A 当該土地に関する全ての登記事項証明書が必要です。
Q 2 9. 法人登記履歴全部事項証明書の提出が必要とありますが、現在事項全部証明書でも良いですか。
A 申請書に記載の情報が確認できるものであれば、現在事項全部証明書でも差し支えありません。
Q 3 0. 見積書について、「工事一式」や「雑費」や「諸経費」など、複数の項目をまとめて記載しても良いでしょうか？
A 事業に要する費用について、要綱に定める補助対象経費に該当するかどうか確認しています。設備の型番や工事の箇所や名称など、できるだけ具体的に記載してください。
Q 3 1. 販売店により、値引きしてもらいます。補助対象経費は値引きを反映する前の価格でしょうか？値引きを反映した後の価格でしょうか？
A 値引き後の価格です。値引きについては、補助対象設備ごと（太陽光発電設備、蓄電池など）の値引き額がわかる資料を添付してください。補助対象設備ごとの値引き額が分からない場合は、補助金額を減額する場合があります。
Q 3 2. 必要書類の中に設備の仕様内容がわかるもの（カタログ等）とありますが、省エネ改修の場合、既存の設備のカタログ等も必要ですか？
A 「高効率空調設備」及び「高効率給湯機器」については、既存の設備のカタログ等の提出もお願いします。
Q 3 3. システム系統図はどのようなものを添付すれば良いですか？
A いわゆる単線結線図など、次の①から③までの接続関係が把握できる書類を提出してください。 ①太陽電池モジュール・パワーコンディショナー・蓄電池などの機器 （R P Rを設置する場合はR P Rを含む） ②自家消費（分電盤や負荷などの明示） ③系統（電力会社の送電線・配電線など） ※メーカー発行の標準的な配線図などを用いる場合で、配線図と実態が異なる場合は、実態に即して記載・修正してください。 ※既存の設備がある場合は補助対象と補助対象外の各設備の判別ができることが必要です。 （システム系統図のイメージ）（例） 「様式2 再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書（10kW 未満の太陽光発電事業認定申請書 記載要領）」の配線図など／資源エネルギー庁 なっとく！再生可能エネルギー https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/youshiki_mihon_02.pdf
Q 3 4. 省エネ設備効果等算定シートについて、使用時間の短縮等による運用改善を含めて 30%以上のCO ₂ 削減を達成する場合、補助対象となりますでしょうか？
A 設備の能力によって省エネ効果を判断しますので、使用日数、時間は新設備と旧設備で同一のもので計算してください。
Q 3 5. 工事の途中で、必要経費金額の変更がありました。補助金額は増額できますか？
A 補助金交付予定額が上限となるため、交付決定後に増額することはできません。

Q 3 6. 補助金を受けて設置した設備を処分等したいです。手続きが必要ですか？

A 補助金を受けて設置した補助対象設備は、処分制限期間を過ぎるまで、目的に沿って使用していただく必要があります。処分制限期間を過ぎる前に処分等する場合は、補助金を返還していただく場合があります。

また、設備の使用状況について、確認させていただく場合があります。

財産処分等を行う場合は、「福山市家庭向け創エネ・蓄エネ設備導入補助金対象財産処分等承認申請書」（様式第 1 7 号）を提出して、あらかじめ承認を得てください。

Q 3 7. 財産処分等とは、具体的にどのようなものですか？

A 補助対象設備について、次のいずれかに該当することを、「財産処分等」といいます。

- ・転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
- ・譲渡：補助対象財産の所有者の変更。有償譲渡（売却）を含む。
- ・交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。
- ・貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
- ・取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。
- ・廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。
- ・担保に供する処分（抵当権の設定）

Q 3 8. 処分制限期間とは何ですか？

A 法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令〔昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号〕）を勘案して、環境大臣が定める期間（昭和 5 6 年 7 月環境庁告示第 5 5 号）です。

具体例として、令和 6 年 6 月 6 日付け官報に掲載された内容を、一部抜粋します。

施設設備の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間
建物付属設備	電気設備（照明設備を含む）	6 年
	蓄電池電源設備	1 5 年
	その他のもの	1 5 年
	給排水又は衛生設備及びガス設備	1 5 年
	冷房、暖房又はボイラー設備	1 3 年
	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	1 5 年
	その他のもの	1 5 年
器具及び備品	冷房用又は暖房用機器	6 年
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6 年
機械及び装置	電気業用設備	1 5 年
	内燃又はガスタービン発電設備	1 5 年
	送電又は電気業用変電若しくは配電設備	1 5 年
	需要者用計器	2 2 年
	その他の設備	2 2 年
	その他の設備	2 2 年
	主として金属製のもの	1 7 年
	その他のもの	8 年

※ 判断が難しい場合、まずはその設備の法定耐用年数を御確認ください。

Q 3 9. 自家消費率はどうやって求めればいいですか？

A 「発電量」から「売電量」を引いて「自家消費量」を算出してください。
そして、「自家消費量」を「発電量」で割って、「自家消費率」を算出してください。

【計算方法】

「自家消費率 (%)」 = 「自家消費量※」 ÷ 「発電量」

(※「自家消費量」 = 「発電量」 - 「売電量」)

なお、敷地内に太陽光発電設備がある場合は、それらの太陽光発電設備による発電量を合算して計算することが必要となることがあります。

Q 4 0. 自家消費率に関する報告書（様式第 1 9 号）に添付する関係書類はどのようなものですか。

A 自家消費率の算定根拠となる資料の提出をお願いします。データ計測装置により把握されたもの（モニターの写真又はデータを出力したもの）を想定しています。

なお、自家消費率算定のために必要な総発電量及び売電量が把握できるのであれば次の書類でも差し支えありません。

- ・ ①総発電量がわかるものの写真（パワーコンディショナーに表示される発電量等）
+ ②小売電気事業者からの売電明細書（「購入電力量のお知らせ」等）

※①は日付がわかるように撮影・提出してください。

※①及び②の期間は同一又は②の期間が長くなるようにしてください。

例)



R5.9.30 (撮影日) 以後
※撮影日当日を含む

その他、不明な点はお問い合わせください。